

入札に関する質問・回答について（回答）

件名：【長期】白井市特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託

入札に関する質問がありましたので、下記のとおり回答いたします。

No.	質 問 内 容	回 答
1	<p>特定保健指導の初回面接の実施形態について 仕様書 7. 委託内容 (1) 事前準備①プログラム作成及び案内書の準備等「a. 特定保健指導のプログラム 実施基準等第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び「標準的な健診・保健指導プログラム令和 6 年度版（令和 6 年 4 月厚生労働省健康・生活衛生局）」の基準等を満たす内容とすること。」と記載がございます。特定保健指導の初回面接において、上記のとおり、「標準的な健診・保健指導プログラム」に定められた実施基準（例：1 グループ 8 人以下、動機づけ支援 80 分以上等）を満たしている内容であれば、実施形態として「グループ支援（集団指導）」を選択することも可能であるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 7. 委託内容 (2) 特定保健指導の実施②初回時の面接による個別支援について と記載しておりますが、「標準的な健診・保健指導プログラム」に定められた実施基準に加え、以下の条件を満たしていれば、初回面接としてグループ支援（集団指導）を選択していただいで問題ございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が初回面接の実施形態（個別支援またはグループ支援）を選択できること。 ・グループ支援を実施する際、仕様書 7. 委託内容 (2) 特定保健指導の実施②初回時の面接による個別支援について の内容を含めること。 ・グループ支援の具体的な内容等は事前に市と調整のうえ決定すること。
2	<p>初回面接の日時指定と運用方法について 仕様書「(2) 特定保健指導の実施①利用勧奨について (ア)」において、「市が提供する対象者リストを基に、対象者ごとに初回面接実施場所及び日時を指定し」との記載がございますが、受診率向上のため、以下の運用を行うことは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時を指定する際、「〇月〇日 9 時～12 時の間」のように、対象者が来所しやすい時間帯に幅を持たせて指定すること。 ・初回面接通知書を発送する前、または発送後の初回面接実施前に、受託者から対象者へ電話等により参加可否を確認したうえで日程調整を行うこと。 ・送付する案内書(通知書)に、対象者自身がスマートフォン等から別の日程へ予約変更を行えるシステム(WEB 予約画面等)の QR コードを記載すること。 	<p>記載していただいた運用で問題ございません。</p>

3	<p>特定保健指導の利用勧奨対象者数及び実施見込み人数について 設計書の記載人数及び積算根拠について確認させていただきます。設計書において、「対象者 122 人中、55 人が通知した日時で初回面接を実施する想定」「67 人に利用勧奨を実施」と見込まれている一方で、「特定保健指導実施者数」も「55 人」と記載されております。この場合、利用勧奨を行う 67 人のうち、最終的に特定保健指導の実施（初回面接の受診）に至る見込み人数は、仕様上何人程度として想定（積算）されておりますでしょうか。あるいは、実施者数の「55 人」は、利用勧奨後に実施に至る人数も含めた「事業全体の総実施想定数」という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、実施者数の「55 人」は、利用勧奨後に実施に至る人数を含めた「事業全体の総実施想定数」です。</p>
---	--	--